

を問う

3月18日の一般質問で
6人が村の考えをたきました。

Q

渡邊 一弘 議員



飛鳥村の人口約4

村の職員数は、

飛鳥村の人口約4

次に職員の再任用が今

Q. 役場の職員数は適正か

A. 現在の職員数を維持し
住民ニーズに対応する

600人で約100名、年より始まりますが、再
弥富市人口は飛鳥の約9 任用者の処遇、及び登用
倍で340名、蟹江町人 方法をどう考えてみえる
口、約8倍で230名。 のかお答えください。

単純に人口割で行政事
務やサービスが成り立た
ないとはわかりませんが、
現状は適正数であるのか
どうかを伺います。

A

久野時男 村長



平成26年3月1
日現在の一般職の
職員数は、99人です。

職員数は、定員の適正
化計画として、平成18年
度から飛鳥村行財政改革
推進大綱に基づき、業務

遂行上、必要最小限と考

えられる職員数を目指し、
職員数の削減に取り組ん
できました。

本村を始めとする基礎
的自治体が行う業務は、
防災、福祉、教育など多
岐に渡るとともに、一定
量の業務は市町村の規模
に関わらず、求められて
いるところであり、職員
数は、単純に人口割で求
められるものではないと
考えています。

再雇用者の処遇、登用
方法は、平成25年度以降、
公的年金の報酬比例部分

渡邊 一弘 議員

- ・役場の職員数は適正か
- ・側溝の点検を求める

加藤 光彦 議員

- ・償還払いから受領委任払いへの変更を求
める
- ・小中一貫教育の成果と課題を問う

伊藤 秀樹 議員

- ・お年寄りが使用する施設をバリアフリー
に
- ・村の施設は地震に安全か、調査改修は空
調も同時に

橋本 涉 議員

- ・退職職員の再雇用は65歳まで認めよ
- ・65歳以上の医療費は無料にせよ

村上 雅之 議員

- ・能力発揮のできる人事で士気の高揚を

鈴木 義男 議員

- ・庁舎内の浸水・災害対策は
- ・職員の採用について

策 施



の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員を再任用するものです。

再任用職員の登用に際しては、新規職員の採用に影響を及ぼすことが考えられますので、定員管理の観点から、当分の間は、週4日勤務である再任用短時間勤務職員として活用を図りたいと考えています。

また、処遇等は、再任用される職務の困難、責任の度合いに応じて、給与は決定するものとし、事務職にあつては、後輩の職員にこれまでに得た経験、知識をアドバイスできる立場として、また、技術職にあつては、これまでの技術、技能を引き継ぎ生かしていただける仕事に就けるよう配慮したいと考えています。



保健福祉課

Q. 側溝の点検を求める

A. 道路の安全確保のため 維持補修に努める



ふたが落ちている側溝

渡邊一弘 議員

Q

村内の側溝には、古くなり途中でつまったりして雨が降ると、水たまりができ、往來に不便な所や破損したり位置ずれている所などが見受けられます。毎年、道路の補修の折には状況をみて改修されていますが、一度村内全域の側溝を点検改修することを求めます。

ご指摘を受けた側溝は、新基準の側溝に切り替えるなどの対処をしています。

今後新基準の側溝に順次切り替えをおこない、道路の円滑、安全な交通の確保のため、維持、補修に努めます。

村長

A

村道の側溝は、旧基準240用と

Q. 償還払いから受領委任払いへの 変更を求める

A. 受領委任払い制度の周知を図る



加藤光彦 議員

の1割を支払うだけで済む受領委任払い方式にすることで、利用者は多額の費用を工面しなくてもよくなり、利便性が向上します。

近隣の自治体では名古屋

Q 介護や医療の一時金の支払い方法

について、償還払い方式から受領委任払い方式に変更することで、利用者の経済的負担や手続きの手間の軽減につながると

思います。これまで本村では介護保険の住宅改修

工事や福祉用具を購入する際、利用者が費用の全額を支払い、その後、保

険者に対し申請をおこな

い、9割が戻ってくる償

還払い方式でおこなわれ

てきました。それを費用

とを要望します。

また、医療関係ではインフルエンザ等の予防接

種の費用が償還払いにな

っていますが、これも被接

種者が負担する分だけ医療

機関に支払い、助成額は村から医療機関に

A 受領委任払いについては、平成21年4月に要綱を制定して

村長

います。

現在、介護住宅改修工

事や福祉用具の費用の支

払いについては、利用者

が業者に一旦全額を支

払ったのちに9割を介護

保険から支払う償還払い

で実施しています。

住宅改修は、ケアマネ

ージャーが本人の抱え



住宅改修費の受領委任払申請書

ている問題を把握し、実施するケアマネージャーの

一部であると考えている

ことから、ケアマネ

ージャーが記入した理由

書を、住宅改修申請時

に必要な書類として提出

求めており、それに基づ

いて工事等を実施し完了

確認後に介護保険から支

払うこととしています。

受領委任払いの実施に際

次は、任意接種であるインフルエンザ等の予防

接種については、現在、

64歳以下の方の「インフ

ルエンザ」の他、「水痘

(みずぼうそう)」、「お

たふくかぜ」の予防接種

を受けられた方には、接

種後に担当課窓口で手続

きを行っていただき、後

日、償還払いにより村の

助成分を指定の口座へ返

Q. 小中一貫教育の成果と課題を問う

A. 望ましい学習環境が整備され、課題に対しては柔軟に対応する

加藤光彦 議員

Q 小中一貫教育校
飛鳥学園が開校して今年で5年目になります。小中一貫教育は本村の重要施策としてスタートした取り組みですが、現状について村はどのように把握しておられるかお尋ねします。

年として、これまで続けてきた小中一貫教育を分析・検証する必要があると思います。

村長

A 飛鳥学園は開校以来、4年が経過しました。その教育内容を検証し、成果や課題等を明らかにすることは大事なことだと考えます。

調査を実施し検証して、順調に推移している成果については更に伸ばし、修正が必要な問題点については迅速に対応して完成度を高めていくべきだと思います。

飛鳥学園は開校以来、4年が経過しました。その教育内容を検証し、成果や課題等を明らかにすることは大事なことだと考えます。

全国的にも先進的な取り組みとして始まった事業です。時の経過と共に想定していなかった問題点が生じても不思議なことではありません。大事なことは問題点が分かった時点で柔軟性をもって、より良い方向へ軌道修正していくことではないでしょうか。開校から5年目にあたる今年は節目の

同時に小中一貫教育の理念を継承していくため、そして教育の質を安定的なものにしていくためにも定期的に報告書を作成して引き継いでいくことが必要だと思いますが、村当局の見解を求めます。

飛鳥学園は開校以来、4年が経過しました。その教育内容を検証し、成果や課題等を明らかにすることは大事なことだと考えます。

同時に小中一貫教育の理念を継承していくため、そして教育の質を安定的なものにしていくためにも定期的に報告書を作成して引き継いでいくことが必要だと思いますが、村当局の見解を求めます。

同時に小中一貫教育の理念を継承していくため、そして教育の質を安定的なものにしていくためにも定期的に報告書を作成して引き継いでいくことが必要だと思いますが、村当局の見解を求めます。

飛鳥学園は開校以来、4年が経過しました。その教育内容を検証し、成果や課題等を明らかにすることは大事なことだと考えます。

同時に小中一貫教育の理念を継承していくため、そして教育の質を安定的なものにしていくためにも定期的に報告書を作成して引き継いでいくことが必要だと思いますが、村当局の見解を求めます。

同時に小中一貫教育の理念を継承していくため、そして教育の質を安定的なものにしていくためにも定期的に報告書を作成して引き継いでいくことが必要だと思いますが、村当局の見解を求めます。

飛鳥学園は開校以来、4年が経過しました。その教育内容を検証し、成果や課題等を明らかにすることは大事なことだと考えます。

業を実施することで英語からそれぞれの思いや感想、要望など生の声を知らることが大切であると考えることができています。そこから、現状での課題等があれば、対処・対応を考えていくことになり、その方法として、アンケートの実施や聞き取りは有効なものと思われれます。今後、学校評価アンケートとして、小中一貫教育に関するものを考えていきます。設問の内容をしっかりと吟味して、より細やかな分析ができるよう工夫し、4～5年のスパンで取り組んでいくつもりです。

次に、学校現場の実態把握をするためには、教職員、児童生徒、保護者からそれぞれの思いや感想、要望など生の声を知らることが大切であると考えることができています。そこから、現状での課題等があれば、対処・対応を考えていくことになり、その方法として、アンケートの実施や聞き取りは有効なものと思われれます。今後、学校評価アンケートとして、小中一貫教育に関するものを考えていきます。設問の内容をしっかりと吟味して、より細やかな分析ができるよう工夫し、4～5年のスパンで取り組んでいくつもりです。

次に、学校現場の実態把握をするためには、教職員、児童生徒、保護者からそれぞれの思いや感想、要望など生の声を知らることが大切であると考えることができています。そこから、現状での課題等があれば、対処・対応を考えていくことになり、その方法として、アンケートの実施や聞き取りは有効なものと思われれます。今後、学校評価アンケートとして、小中一貫教育に関するものを考えていきます。設問の内容をしっかりと吟味して、より細やかな分析ができるよう工夫し、4～5年のスパンで取り組んでいくつもりです。

次に、学校現場の実態把握をするためには、教職員、児童生徒、保護者からそれぞれの思いや感想、要望など生の声を知らることが大切であると考えることができています。そこから、現状での課題等があれば、対処・対応を考えていくことになり、その方法として、アンケートの実施や聞き取りは有効なものと思われれます。今後、学校評価アンケートとして、小中一貫教育に関するものを考えていきます。設問の内容をしっかりと吟味して、より細やかな分析ができるよう工夫し、4～5年のスパンで取り組んでいくつもりです。

次に、学校現場の実態把握をするためには、教職員、児童生徒、保護者からそれぞれの思いや感想、要望など生の声を知らることが大切であると考えることができています。そこから、現状での課題等があれば、対処・対応を考えていくことになり、その方法として、アンケートの実施や聞き取りは有効なものと思われれます。今後、学校評価アンケートとして、小中一貫教育に関するものを考えていきます。設問の内容をしっかりと吟味して、より細やかな分析ができるよう工夫し、4～5年のスパンで取り組んでいくつもりです。



飛鳥学園

Q. お年寄りが使用する

施設をバリアフリーに

A. バリアフリー化を順次進める



伊藤秀樹 議員

Q 2015年や2030年問題として取り上げられているように、団塊の世代の高齢化が問題視されています。飛鳥村も近い将来において高齢化が進むと想定されます。

先般、公民館ホールのトイレでつまずきケガをされた方がおられたと伺いました。

敬老センターなどは比較的バリアフリー化されていますが、今後増えるだろうお年寄りが使うと

思われる公民館ホールのような施設のバリアフリーについては、まだこれからのように見受けられます。

村の保有する施設のバリアフリーについて今後どのようにお考えかおたずねします。

村長

A まずもってケガをされた方には申し訳なく思います。

ご指摘のホール棟のトイレについては、現場を確認し、今月末までには、改修できる予定です。

なお、今年度のトイレ洋式化工事の折、公民館棟及び総合体育館のトイレにつきましても、段差をなくす工事も行っております。

また、村の施設のバリアフリー化については、一部の施設において、施工が難しいところもありますが、今後、老若男女を問わず、誰にでもやさしい施設を目指して順次進めたいと考えます。



段差が解消されたホールトイレ

**Q. 村の施設は地震に安全か
調査改修は空調も同時に**

A. 天井の安全点検及び空調に関する調査を実施する

伊藤秀樹 議員

Q 東日本大震災で吊り天井が崩壊し被害が発生し問題化しています。

村が保有する施設に吊り天井はあるのか。あるとすれば、地震に対する取り組みについておたずねします。

また、私が一般質問で施設の空調化をお願いしたときに村長は「ほとんどの体育館が建築後、30年以上を経過し、修繕が必要な箇所もありますので、改修時期等を捉えながら慎重に進めていきたいと考えております。」という回答でした。

吊り天井の調査は絶好の機会です。二度手間にならないように空調も併せて調査し、空調も同時に改修を進めるべきではないでしょうか。

村長

A

東日本大震災の被災状況に鑑み、内閣府や関係諸官庁により地震や津波被害に対する想定基準の見直しが相次いで公表され、昨年8月には、国土交通省より「安全上重要である天井および天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」等が告示され、本年4月より施行されました。

この告示は、天井が200㎡以上あり、高さが6mを超えるものは、「特定天井」と定義され、その用途・規模に応じて落下防止装置等の耐震改修工事の義務が課せられるものであります。

飛鳥学園、公民館、公民館分館、南部の各体育館とともに、公民館のホールの各施設が対象となると考えられます。これらの特定天井がある施設に加え、多くの来場者が見込まれ防災上必要と考えられる役場や保育所などの施設の吊り天井についても、同様に耐震耐力上安全であるかどうかの点検を実施していきたく考えています。



南部体育館 天井

この天井耐震点検の実施後は、耐震上、改修工事が必要であると判断されれば、速やかに耐震改修工事を実施していき、地震等で天井の崩落がないように万全を尽くしていきたく考えています。

また、併せて空調に関する調査も同時に進めたいと考えています。

Q. 退職職員の再雇用は65歳まで認めよ

A. 嘱託・臨時職員で優先的雇用を努める



橋本 渉 議員

Q

今年度退職される職員は年金が61歳からしかもらえません。

10年ほど前に年金の基礎年金部分60歳から65歳まで段階的に引き上げることになったため、再任用制度の条例が作られ65歳まで雇用することが決められましたが実施されていませんでした。

今年度は報酬比例部分も段階的に65歳まで引き上げられることになり年金が61歳からしかもらえなくなりました。そのた

村長

A

再任用制度は、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に61歳とし、昭和30年4月2日から昭和32年4月1

め政府も定年を65歳まで引き上げるよう検討すると言っています。

飛鳥村は条例に従い65歳までの再雇用を実施すべきです。

に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員を再任用するものです。昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれの方については、任期の末日を



生涯教育課

日生まれの方については、任期の末日を62歳とし、順次、任期の末日を伸ばしていき最終的には昭和36年4月2日以降の方について65歳までの再任用を行うものです。

65歳までの早期移行ですが、再任用職員を65歳まで正規時間での登用をすることにより、全体の職員数が減らなくなることから、新規採用職員を採用することができず、職員の年齢別の構成に著しく影響を及ぼしますので、現在では早期移行は困難と考えられます。

なお、任期が満了した再任用職員は、本人の希望により、嘱託職員や臨時職員などの職において、雇用期間が終了したものがあれば、優先的に登用を図り、できる限りの雇用に努めていきたいと考えています。

Q. 65歳以上の医療費は無料にせよ

A. 無料化は時期尚早と考える

橋本 渉 議員

Q

お年寄りが安心して暮らしていただける村づくりを進めるべきです。

飛島村は日本一豊かな財政を持つ村と言われています。

そこに住む人たちが豊かさを感じられる村政を行うべきです。

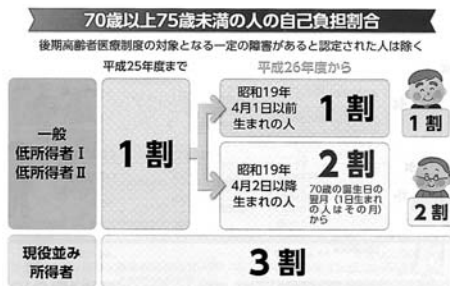
そのためには住民の負担を安くすべきです。

65歳以上の医療費は年間8,000万円の住民負担となっています。飛島村がこれだけの費用を出せば無料化ができるのです。

いま、飛島村は90億円の預金を持っています。やる気になればいつでもできます。

長野県の原村では実施しています。飛島村も無料化すべきです。

Q



村長

A

現在の高齢者医療費については、

国民健康保険に加入する65歳から74歳までの方は「国民健康保険制度」で、75歳以上の方については、「後期高齢者医療制度」に基づき、それぞれ自己負担をお願いします。

国は、年々増加する医療費について、世代間の公平の観点から、70歳から74歳までの方の自己負担割合について、平成26

年4月に見直しを行い、4月1日以降に70歳になる方から順に、軽減特例措置で1割としていたものを、法定どおりの2割に引き上げることにしました。

本村の平成24年度の国民健康保険と後期高齢者医療の医療費総額は、約8億7,500万円です。65歳以上の方の医療費は、そのうちの74%を占めています。

医療費はますます増加することが予想されますが、将来にわたり、安心して医療を受けられるように、若者も高齢者もお互いに支えあう相互扶助の理念から、今後も自己負担をお願いします。

いま、国民健康保険制度は、都道府県単位化に向けて、変革の時期を迎えており、保険税についても今後どうなるのかわかっておりません。この時期に、65歳以上の医療費無料化は時期尚早であると考えます。

Q. 能力発揮のできる人事で士気の高揚を

A. 能力・職務を考慮し異動を行う



村上雅之 議員

Q 人事異動は、主として定期的なものが多くように計画されていると思いますが、ここ数年は1〜2年経つてすぐ変わるという状況にあったように見えました。

また、逆に長期的に同一場所にて練達されたと言われるが、悪く言えばマンネリ化している者、その他の職場を経験することによって能力向上あるいは職場の活性化に役立つ者等様々で、

任命権者の恣意、都合でやっているように見受けられます。そこで、異動に対する具体的基準を尋ねます。

また、異動に伴い、昇格・昇給が行われると思えますがその具体的基準も尋ねます。

最後に厳しい試験に受かったり、優秀な人材でも一旦採用されると退職まで終身雇用で無風状態です。民間企業は、人事管理・信賞必罰、激しい研修が行われて能率向上と企業発展に寄与させているが、村でも士気の高揚、資質力で公務能率向上の一環として昇格試験を取り入れていると思うが、その内容を尋ねます。

村長

A

人事異動は、飛鳥村職員勤務評定要綱に基づき、毎年11月に行う勤務成績評定表に

本人の仕事の希望及び所属の希望を記入させ、評定者に提出させています。

第一次評定者である課長等及び第二次評定者である部長等は、本人の希望及び勤務評定に基づき、人事異動等で措置が必要であれば記入し、提出させています。この勤務成績評定表の結果に基づき、概ね3年から5年を目処に本人の希望、能力、職務における必要性、職員構成等を十分考慮し人事異動を行っています。

昇格は、新規採用職員の新卒で、採用時の初任

給は1級主事に決定したのち、5年目に2級主事に、11年目に3級主任に昇任とし、採用から17年目で係長に昇任させていて、これらは、県の昇格基準に準じて決定しています。

なお、課長補佐級は、補佐試験を実施、決定し、これ以降の課長級及び部長級は、適材と考える人物を登用しています。

また、昇給は年1回とし、毎年4月1日に実施しています。具体的な昇給基準は、飛鳥村初任給昇格、昇給等の基準に関する規則により、毎年11月に行う勤務成績評定表の勤務成績結果に応じて、AからEまでの格付けを行い、55歳以上及び5級以上の職員を除き、勤務成績が極めて又は特に良好な職員であるA又はBの職員は5号、勤務成績が良好の職員であるCの職員は4号、勤務成績がやや良好又は良好でない職員であるD又はEの職員は3号以下で昇給をさせています。

次に、昇格試験の有り方は、課長補佐級への昇任において補佐試験を実施しています。対象職員は係長職の経験年数が4年以上の者を対象に小論文及び面接を行い、これまで職場で培った経験、技能とともに、今後、課長等を補佐し、村政を運営していく上で様々な案件を判断し、課長補佐として実行できる人物かどうかを判断し、可否を決定しているところです。



住民課

15 とびしま議会だより 平成26年5月1日

Q. 庁舎内の浸水・災害対策は

A. 防災センターを建設する



鈴木義男 議員

等の記録、また自家発電機器を浸水から守る対策を早急にと言及しました。津波による浸水よりも集中豪雨による日光川堤の決壊による可能性があると思うから。

Q 月議会でパソコンのサーバーとか戸籍謄本の

私は一昨年の12月議会でパソコンのサーバーとか戸籍謄本の

村長

A 本年度、庁舎の防災機能を強化する様々な検討を行っています。

災害時に必要となる電源を確保する発電機器等に関して、現在は役場の1階部分に相当する高さ

昭和57年製であり総重量は、約1・5トンありますので設置には庁舎の大幅な補強が必要となります。

次に、情報通信機器等については、1階事務室に災害時の情報を共有するための高度情報通信ネットワークのパソコンが3台、移動系地域防災無線の副統制台及び無線機等もあり、庁舎2階には、同報無線の基地局、J・アラート受信機、移動系地域防災無線の統制台があります。仮に津波や高潮時に1階部分が水没した場合、これらのシ

Q. 職員の採用について

A. 専門職は県からの派遣で進める

鈴木義男 議員

Q 最近行政の事業実施において業者

また設計監理が非常に多くの費用も驚くほど高額です。職員採用の際、専門職として採用し、一人前に育てることはできないものか。また途中採用でもいいから専門技術者を民間より採用できないものかお尋ねします。



中央公民館・役場の中庭

村長

A 土木職につきま
しては、近年では、
技術職の経験年数1年以
上で技術士又は測量士の
資格等を有し、土木設計
ができるものを条件に平
成20年度に採用すると
もに、道路、橋梁の設計
監理ができる職員として、
平成25年度に採用したと
ころです。

土木職以外の設計監理
については、本村は避難
所建設に伴い、建築職の
設計監理も必要な人員で
あると考えられますが、

避難所建設については、
概ね3年間を目処に建設
目標を設定し、取り掛

かっていますので、新規
に採用することまでは、
考えていません。

なお、避難所建設に伴
う建築の設計監理につい
ては、県へ職員派遣をお
願いし、実績・経験のあ
る職員を派遣していただ
き、設計・監理に対する
必要な技術的指導ととも

に、本村職員への教育、
指導を行うことにより、
避難所建設に必要な設計
監理を行っているところ
です。



建設課

条例制定・改正

施設使用料等が 値上げに

消費税が8%に引き上
げられることに伴い、増
税分について使用料金等
が値上げになります。

平成26年4月1日から
施行。

質疑

問 村は消費税をとらな
くてもいい団体である
のに、なぜこういう措
置をとるのか。国・県
の指導があるのか。
答 法律の適正な運用と
いう考え方から、国・

には、本来利用者に転嫁
すべき消費税を住民全体
に転嫁することとなり、
不公平が生じてしまうた
め賛成する。

(賛成7 反対1で可決)

問 県の指導のもと対応し
ている。
答 プールや温泉の使用
料は内税ということに
し、現状の金額で進め
ていただきたいがどう
か。

答 プールや温泉につい
ては、平成27年10月に
消費税が10%となると
きにあわせて検討して
いく。

問 集落排水については
どうなっているか。
答 集落排水は課税団体
扱いなので、民間と同
じように計算して納め
ている。

災害派遣手当の 支給対象者を拡大

大規模災害からの復興
に関する法律の規定によ
り派遣された職員に対し
災害派遣手当を支給する
よう、改正しました。

(全員賛成で可決)

社会教育委員の 委嘱基準を定める

社会教育法の一部が改
正され、従来、国が定め
ていた社会教育委員の委
嘱基準を、村条例で定め
ることとなったため改正
しました。

平成26年4月1日から
施行。

(全員賛成で可決)



中央公民館

討論

反対：橋本 渉議員

消費税分が値上げにな
るのは住民負担が増大に
なるので反対する。

賛成：鈴木義男議員

今回の消費税増税分を
使用料に反映しない場合

旧中学校を 避難所として指定

改修に伴い、旧中学校を避難所として定めるとともに避難所としての管理に関する取扱いを定めました。
平成26年4月1日から施行。

保険料の納期が 2カ月に1度に

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期を、年4期から6期に変更しました。
平成26年4月1日から施行。

質疑

問 避難所といっても防災関係の会議には貸し出せる。グラウンドや体育館の貸し出しは生涯教育課なので、管理は一括したほうがいいと思うがどうか。

答 避難所の管理運営については当分の間、総務課で行いたい。貸し出しの流れなども含めて全体的なものを庁内で検討する。

(全員賛成で可決)

(全員賛成で可決)

道路占用料が 消費税分アップ

消費税率が8%に改定されるため変更するものと、引用条項を整理するものです。
平成26年4月1日から施行。

質疑

問 この改正をすることによって、どれぐらいの増収になるのか。

答 道路占用料は1年を超えらるものは消費税は転嫁しないこととなっており1年未満の場合

窓口でのお知らせ



が対象だが、村にはこれを適用した例はない。

討論

反対：橋本 渉議員

消費税が上がることによって出てきた改正であるので反対する。

賛成：鈴木義男議員

消費税法の一部を改正するなどの法律等の制定に伴い改正するもので、道路占用料の適正な管理に必要があるため賛成する。

(賛成7反対1で可決)

報酬の辞退も可能に

特別職の職員で非常勤の委員等が報酬の辞退を届け出たときは、報酬を支給しないことができるようになりました。
平成26年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

工事請負 契約

津波避難所
旧中学校校舎の
工事費増額

契約の金額

1億3、419万円を
1億3、863万4、
650円に変更

契約の相手

株式会社渡辺工務店

契約の方法

元請負人による随意契約

(全員賛成で可決)

(仮称)三福地区
津波一時避難所
建設工事を契約

工事場所

三福二丁目34番2地内

契約の金額
2億9、795万400円

契約の相手

株式会社渡辺工務店

契約の方法

一般競争入札

質疑

問 一般競争入札で2社しか応札しなかったよ
うだが、ほかの地元業

賛成：服部康夫議員

日光川を控える三福地区の住民がいち早く避難できるよう、早急に一時避難所を建設する必要があるため賛成する。

(賛成7反対1で可決)



南拠点避難所(旧中学校)